



樫原市と株式会社カプコンとの地域活性化に関する包括連携協定書

樫原市（以下「甲」という。）と株式会社カプコン（以下「乙」という。）は、樫原市における地域活性化に関する協働事業の実施について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ有する資源や魅力を活かし、多様な連携を通じて相互に協働して事業に取り組むことにより、地域活性化を図ることを目的とする。

（協働内容）

第2条 甲及び乙は、乙が著作権を有する又は管理する著作物「ストリートファイター」シリーズ（以下「乙著作物」という。）におけるゲームソフトキャラクターの活用を中心に、次に掲げる事業について協働する。

- 1) 歴史・文化資源の有効活用に関すること。
 - 2) 観光振興に関すること。
 - 3) 地域広報に関すること。
 - 4) デジタルの推進に関すること。
 - 5) 未来を担う子どもの育成に関すること。
 - 6) その他市政の推進及び地域活性化に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事業を、甲が関係機関等に実施させる場合、又は乙が関連会社等に実施させる場合は、相手方に対し、事前に概要を書面又は電子メールにて通知し、承諾を得るものとする。また、これらの関係機関などに対しては、本協定書において自らが負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該関係機関などの行為について相手方に対して責任を負うものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事業の具体的な内容及び実施方法、告知時期等については、当該事業毎に甲と乙が協議の上取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が乙著作物の使用を第三者（民間企業、地方自治体、その他の組織等をいうがこれに限られない）に許諾し、本協定と同様の協働事業を実施することを妨げるものではないことを確認する。

（著作物の使用）

第3条 乙は、原則として乙著作物の使用を甲に許諾することにより協働事業を遂行するものとし、乙著作物の取扱については、別途甲乙間で定める乙著作物の使用許諾の条件を定める覚書に従うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定書に基づく協働事業の検討及び実施において知り得た相手方の技術上、営業上の情報について、相手方の事前の書面または電子メールによる承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。なお、甲又は乙が本契約の更新を希望する場合、延長期間及び条件の変更について両者協議のうえで、覚書を締結する。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙は、解除予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年 8月 30日

甲 樫原市八木町一丁目1番18号
樫原市長

亀田 忠彦



乙 大阪府中央区内平野町三丁目1番3号
株式会社カプコン
代表取締役社長 辻本 春弘

